

2009年1月16日

日鍛工発21-007号

会員代表者

各 位

社団法人日本鍛圧機械工業会

専務理事 松本 憲治

現在までの緊急経済対策のまとめ

拝啓 貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて雇用安定助成金や雇用調整助成金の要件修正だけでなく、緊急保証制度についても業種追加になっておりますので、最新版をとりまとめてご連絡致します。詳細は最寄の市町村商工課やハローワークにお問い合わせください。

(中小企業とは資本金3億円以下又は従業員300人以下で資本系列不問)

記

1、緊急保証制度（対象は中小企業者）

要件；指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小事業者。

保証限度額；無担保保証8千万円と担保保証2億円を従来の一般枠と別枠で追加保証（信用保証協会100%保証）

保証料；0.8%以下、保証期間10年（据置1年も）

指定追加；金属加工機械製造業+部分品付属品製造業（10/31～）

備考；年度末資金確保の必要ある方は早めの申請をお勧めします。当初6兆円貸付枠でしたが2次補正にて20兆円に拡大予定です。

2、中小企業緊急雇用安定助成金（対象は中小企業者）

要件；最近3ヶ月間の生産量がその直前3ヶ月間又は前年同期比で減少していること。（5%以上減少なら黒字でも可）

雇用量条件は撤廃となりました。

助成金；休業手当相当額の4/5（上限あり）

教育訓練を行う場合は上記に1人1日6,000円を加算

出向の場合は出向元負担賃金の4/5

支給日数；3年間で200日（最初の1年間で100日分まで）

2次補正にて3年間で300日予定です。

3、雇用調整助成金（対象は全事業者）

要件；最近3ヶ月間の生産量がその直前3ヶ月間又は前年同期比で5%以上減少していること。

助成金；休業手当相当額の1/2（上限あり）

教育訓練を行う場合は上記に1人1日1,200円を加算

出向の場合は出向元負担賃金の1/2

支給日数；3年間で150日（最初の1年間で100日分まで）

添付----関連資料（中小企業庁と厚生労働省のホームページ参照）

敬具

緊急保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証）の概要

対象
●指定業種(545業種)に属し、売上減少または転嫁困難について市区町村長の認定を受けた中小企業者

効果

- 2億8千万円(うち無担保8千万円)まで別枠で保証可能
- 責任共有制度の対象外(保証協会が100%保証)

期間

- 10月31日から1年半。この間、約6兆円の利用を想定。

◆対象業種は3ヶ月に1回の見直し。

◆金融審査に当たつて中小・小規模企業の経営実態を十分勘案するよう基本方針を提示(中小企業庁→信用保証協会連合会→各保証協会)

例:2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。

◆信用保証協会や金融機関の対応に不満や疑問があれば、経済産業局等の「緊急相談窓口」で聴取・対応。

原材料価格高騰対応等緊急保証制度に関するQ & A

問1. どのような中小企業が緊急保証制度を利用できますか。

(答)

以下のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方が対象となります。

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上減少している中小企業者。
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ③指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上低下している中小企業者。

（注1）認定書の様式は市町村（または特別区）で配布しています。（問3参照）

（注2）指定業種については、問7をご参照ください。

問2. 利用するためには、どこに申し込みをすれば良いでしょうか。

(答)

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の担当課（商工担当課等）の窓口に認定申請書を提出し、認定を受けて下さい。その後、ご希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書及び決算書等借入に必要となる資料を持参のうえ、保証付き融資を申し込んで下さい。

問3. 認定書の様式はどこでもらえますか。

(答)

認定書の様式は、事業所の所在する市町村（または特別区）の担当課（商工担当課等）で配布しています。

問4. いくらまで保証してもらえますか。

(答)

近時の急激な原材料価格等の高騰により厳しい経営環境におかれている業種の方々を対象とし、指定業種を営む中小企業の方は、一般保証の2億8千万円（うち無担保8千万円）までとは別枠で2億8千万円（うち無担保8千万円）までの利用が可能となります。なお、既にセーフティネット保証を利用している場合は合算で2億8千万円までとなります。ただし、認定を受けた場合でも金融機関及び信用保証協会の審査がありますので、上記の内容を無条件で受けられるものではありません。

問5. 保証料率、保証期間、金利はどうなっていますか。

(答)

保証料率については年0.8%以下、保証期間は10年以内（据置期間1年以内）となっております。詳細は、所在地の信用保証協会にお問い合わせ下さい。

金利については、ご利用される金融機関毎に異なりますので、金融機関にご相談下さい。

問6. どの業種が指定されているのですか。

(答)

厳しい経営環境におかれている業種について、10月31日付で経済産業大臣が54業種を指定したほか、その後の経済環境の変化も踏まえ、11月14日付けで73業種を追加し、現在は618業種となっています。（指定業種リストはこちら）

問7. 指定業種を営んでいないと、緊急保証制度を利用できないのですか。その場合、他に利用できる制度はありませんか。

(答)

緊急保証制度を利用するにあたっては、指定業種を営んでいることが必要です。ただし、指定業種を営んでいない方も、信用保証協会の他の保証制度や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付等をご利用することが可能です。所在地の信用保証協会又は日本政策金融公庫までご相談下さい。

問8．市区町村で認定書をもらえば、必ず保証してもらえるのですか。

(答)

認定書はあくまでも対象業種等に係る認定となります。
実際の借入については、認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査
がございます。

問9．分類が分からないのですが、どのように調べたら良いでしょうか。

(答)

業種については、日本標準産業分類（平成14年3月改訂版）の分類番号に基づき、指
定を行っております。各業種の詳細については、[日本標準産業分類\(PDF/689KB\)](#)に説明
がございます。ご自分の業種がどこに分類されるか分からない場合は、こちらでご確認
下さい。

問10．本制度について詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いですか。

(答)

制度の内容等については地方経済産業局、信用保証協会等にご照会ください。

原材料価格高騰対応等緊急保証の特定業種指定について
 (中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

(指定期間：平成20年10月31日～平成22年3月31日)
 (○印の付された業種については、平成20年12月10日からの指定とする。)

※今期の指定業種における産業分類番号は、旧分類にて判断することとする

通 番	産業分類番号(参考)		指 定 業 種	
	旧分類			
	全部	一部		
368	2564		電気めっき業 (表面処理鋼材製造業を除く。)	
369	2565		金属熱処理業	
370	2569		その他の金属表面処理業	
○ 371		2579	その他の金属線製品製造業 (金網製造業、ビニル被覆鉄線製造業に限る。)	
372	2581		ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
373	2592		金属製スプリング製造業	
374	2599		他に分類されない金属製品製造業	
○ 375	2621		農業用機械製造業 (農業用器具を除く。)	
376	2631		建設機械・鉱山機械製造業	
377	2641		金属工作機械製造業	
→ 378	2642	→	金属加工機械製造業 (金属工作機械を除く。)	
→ 379	2643	→	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業 (機械工具、金型を除く。)	
→ 380	2644	→	機械工具製造業 (粉末や金業を除く。)	
381	2651		化学繊維機械・紡績機械製造業	
382	2652		製織機械・編組機械製造業	
383	2653		染色整理仕上機械製造業	
384	2654		繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	
385	2655		縫製機械製造業	
386	2661		食品機械・同装置製造業	
387	2662		木材加工機械製造業	
○ 388	2664		印刷・製本・紙工機械製造業	
○ 389	2667		半導体製造装置製造業	
○ 390	2675		動力伝導装置製造業 (玉軸受、ころ軸受を除く。)	
○ 391	2677		油圧・空圧機器製造業	
○ 392	2678		化学機械・同装置製造業	
○ 393	2683		娯楽機械製造業	
○ 394	2689		その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	
395	2692		弁・同附属品製造業	
396	2693		パイプ加工・パイプ附属品加工業	

雇用を守るために

中小企業緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設しました。(平成20年1月から当面の間の措置となります。)

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

【主な受給の要件】

- (1)[1]最近3ヶ月の生産量がその直前3ヶ月又は前年同期比で減少していること。
[2]前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量が5%以上減少している場合は不要。)
- (2)従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと
又は
- (3)3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと

【受給額】

○休業等

休業手当相当額の4／5(上限あり)

支給限度日数:3年間で200日(最初の1年間で100日分まで)

教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算

○出向

出向元で負担した賃金の4／5

【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

[給付金のご案内トップへ戻る](#)

雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ

これからビジネスを始めようとしている方へ

人を雇い入れる事業主の方へ

事業主の方へ能力開発を行う

雇用を守るために

雇用調整助成金

雇用調整助成金制度を見直しました。

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

【主な受給の要件】

- (1)最近3ヶ月間の生産量がその直前3ヶ月間又は前年同期比で5%以上減少していること。
- (2)従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。

又は

- (3)3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。

・大型倒産等事業主などの特定の事業主については(1)と要件が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【受給額】

○休業等

休業手当相当額の1/2(上限あり)

支給限度日数:3年間で150日(最初の1年間で100日分まで)

(大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。)

教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日1,200円を加算

○出向

出向元で負担した賃金の1/2

【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

[給付金のご案内トップへ戻る](#)

雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ

これからビジネスを始めようとしている方へ

人を雇い入れる事業主

働く人の能力開発を行う事業主の方へ